**池田町農業委員会の農地利用最適化推進委員募集要項（案）**

1. 募集人数

４名（下記のとおり区域ごとに募集人員を定める）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 区域名 | 地区名 | 募集人員 |
| 第１区 | 広瀬、谷口、安善寺、水海、野尻、柿ヶ原、清水谷、持越、白粟、  松ヶ谷、小畑、千代谷、大本 | １名 |
| 第２区 | 稲荷、寺島、薮田、池田、山田、寺谷 | １名 |
| 第３区 | 土合皿尾、志津原、月ヶ瀬、常安、市、上荒谷、板垣 | １名 |
| 第４区 | 定方、東角間、西角間、東俣、新保、菅生、辻、中出、金山 | １名 |

２．任期

令和６年９月１日～令和９年８月３１日まで（３ヶ年）

３．身分

　　　　池田町特別職の非常勤職員

４．職務内容

農業の担い手への農地の集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解消、新規参入の促進等

の業務に伴う現地での調査、指導等

５．委員報酬

池田町特別職の職員の給与及び旅費等に関する条例に定める額

６．応募資格

農地等の利用の最適化の推進に関し、その職務を適切に行うことができる者で、次のいず

れかに該当する者は除く。

（１）未成年者

（２）破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

（３）禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は受けることがなくなるまでの者

（４）他の法令等で兼職が禁止されている者

７．応募方法

（１）自身による応募

　　（２）農業者あるいは農業者が組織する団体その他の関係者からの推薦

８．応募及び推薦に係る手続き

規定の様式に必要事項を記入の上、添付資料を添えて、持参又は郵送により池田町農業

委員会事務局までご提出ください。

なお、応募及び推薦に係る書類は返却しませんのでご了承ください。

（１）応募及び推薦様式

・自ら応募する場合（自薦）【様式１】

・個人による推薦（他薦）【様式２】

・組織する団体等からの推薦（他薦）【様式３】

(２)添付書類

ア被推薦者（推薦を受ける者）又は応募者が町外在住である場合は、当該者の住民票（本籍記載、発行後３箇月以内のもの）

イ被推薦者又は応募者が認定農業者等（認定農業者である個人又は認定農業者である法人の役員若しくは使用人）である場合は、認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写し

ただし、認定申請中の者については、町が指定する日までに認定農業者証等の認定農業者であることを証明する書類の写しを提出してください。

９．受付期間

令和６年４月１日から令和６年４月３０日まで

※持参される場合は、役場開庁日の午前８時３０分から午後５時１５分までに提出して

ください。

１０．応募及び推薦に係る書類の提出先及び問合せ先

〒９１０－２５１２　今立郡池田町稲荷３５－４

　池田町役場　農村政策課　池田町農業委員会事務局

☎０７７８－４４－８００４（直通）

１１．選定方法

提出された書類をもとに選定します。

結果については、池田町のホームページ等により公表し、結果に係る通知文書を応募又は

推薦に応じた者に発送します。

１２．その他

受付期間の中間及び期間終了後に池田町のホームページ等で、提出のあった応募及び推薦

に係る書類をもとに以下の内容を公表します。

（１）推薦者（個人）については、氏名、職業、生年月日及び性別

（２）推薦者（法人又は団体）については、名称、目的、代表者又は管理人の氏名、構成員の

数及び構成員の資格・推薦者の性格がわかる事項

（３）被推薦者又は応募者の氏名、職業、生年月日、性別、経歴及び農業経営の状況、認定農

業者等であるか否かの別

（４）応募又は推薦の理由

（５）推薦者が被推薦者を池田町農業委員会農地利用最適化推進委員に推薦しているか否かの

別、又は応募者が池田町農業委員会農地利用最適化推進委員に応募しているか否かの別